

令和6年度大田区における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年6月27日制定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、大田区（以下「区」という。）が令和6年度に行う物品等の調達に際して障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達方針

（1）調達する物品等

区が契約によって調達する次に掲げる物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

ア 物品

- （ア）事務用品・書籍
- （イ）食料品・飲料
- （ウ）小物雑貨
- （エ）その他の物品

イ 役務

- （ア）印刷
- （イ）クリーニング
- （ウ）清掃、施設管理
- （エ）情報処理、テープ起こし
- （オ）飲食店等の運営
- （カ）その他のサービス、役務

（2）調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う共同受注窓口

4 物品等の調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務の種別毎に、令和 5 年度の調達実績を上回ることを目標とする。

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等に確認の上、必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用するよう庁内で取り組むこと。

(5) 契約への取組

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこと。

(6) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知各課における障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ、調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、区ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、令和7年度の8月末までに概要を取りまとめて、区ホームページ等により公表する。

7 その他

障害者就労施設等が供給する物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。